

平 26 . 4 . 4
際 D 3 - 4

税制調査会（国際課税 D G ③） 〔自動的情報交換について〕

平成 26 年 4 月 4 日（金）

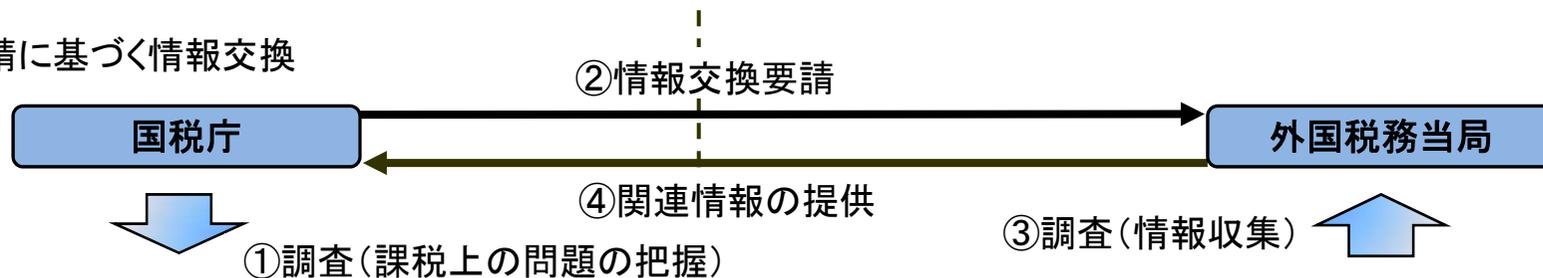
財 務 省

税務当局間の情報交換

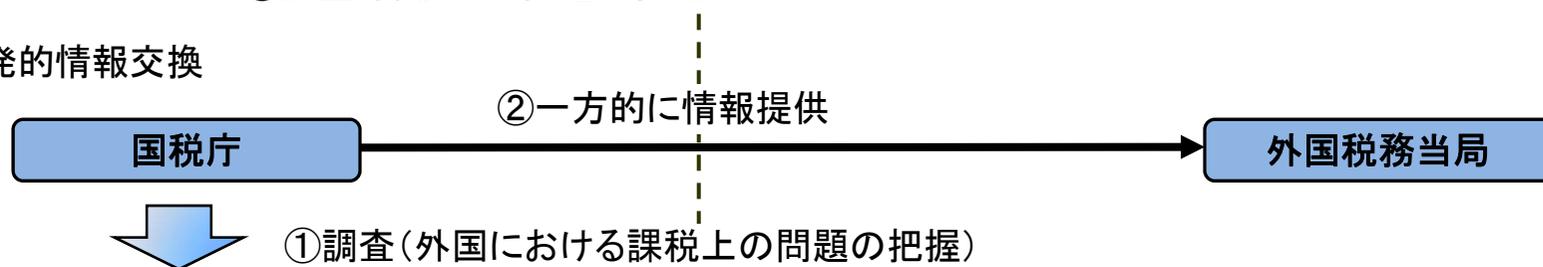
- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自動的情報交換、③自発的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】

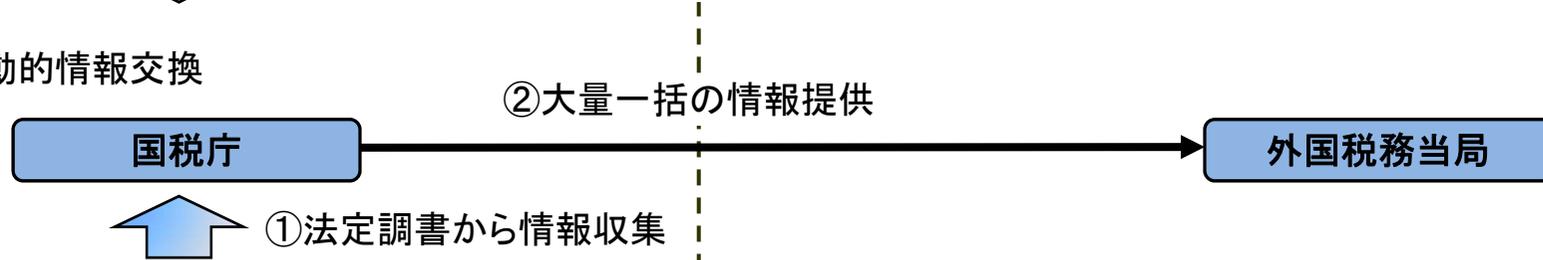
1 要請に基づく情報交換



2 自発的情報交換



3 自動的情報交換



グローバル・フォーラムについて

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行うため、OECD加盟国に加え、非加盟国を含む100以上の国・地域が参加するフォーラム。

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報(銀行機密情報も含む)の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年9月にOECDの「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックスヘイブンを含む各国の情報交換の法制・執行の両面からピア・レビュー(相互審査)を行うことにつき合意。2010年3月から審査作業を開始。2013年11月までに、124のピア・レビュー報告書を採択。2014年1月現在グローバル・フォーラムには121の国・地域が参加。
- ピア・レビューの審査項目は以下の3本柱。
 - ① 情報の記録(経済取引を行っている者や金額等の情報が適正に記録・保存されているか等)
 - ② 税務当局が情報を取得する権限(銀行機密に妨げられないか等)
 - ③ 税務当局間の情報交換(関係する国・地域と、自国の課税上の利益がなくても、情報を交換しているか等)
- 原則として、法制面審査(Phase1)を行い、特段の問題がない場合にのみ、執行面審査(Phase2)に移行する。ただし、情報交換の経験が十分ある国・地域については、Phase1とPhase2を同時に審査する(Combined)。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長、及びグローバル・フォーラムの運営方針を決める運営会合のメンバーとして参画・貢献してきている。

ピア・レビュー報告書の評価（G7諸国）

情報の利用可能性（パートA）、情報へのアクセス（パートB）、及び情報交換（パートC）の合計 10 項目について法制面審査（Phase 1）及び執行面審査（Phase 2）の評価がなされる。

法制面審査（Phase 1）の評価（3段階）

○：適切に整備されている(In Place)、△：改善すべき点あり(In Place But..Need Improvement)、×：適切に整備されていない(Not In Place)

執行面審査（Phase 2）の評価（4段階）

A：遵守(Compliant)、B：概ね遵守(Largely Compliant)、C：一部遵守(Partially Compliant)、D：不遵守(Not-Compliant)

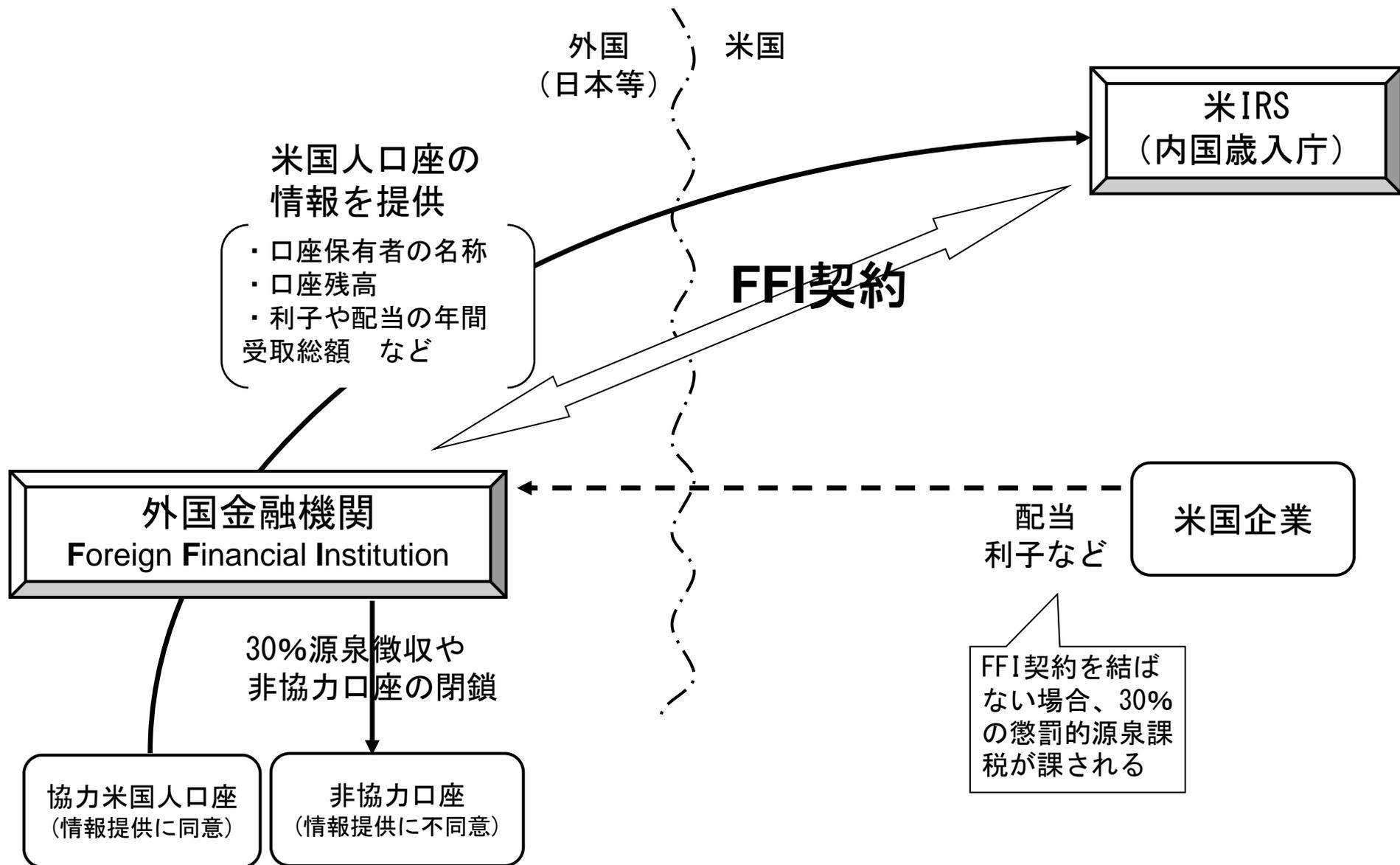
	審査項目	概要	日本		アメリカ		イギリス (→補足報告書で改善)		ドイツ		カナダ		フランス		イタリア	
			○	A	△	B	△	B	△	B	△	B	○	A	○	A
1	A1	所有者等に関する情報利用可能性	○	A	△	B	△	B	△	B	△	B	○	A	○	A
2	A2	会計記録の信頼性(5年以上の保存等)	○	A	△	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
3	A3	銀行取引情報の利用可能性	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
4	B1	情報入手・提供に関する当局の権限	○	A	○	A	×→○	B	○	A	○	A	○	A	○	A
5	B2	当局が通知義務を負う場合の障害	○	A	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A
6	C1	自国課税利益、銀行機密、双罰条件等による障害	○	A	○	A	△→○	A	○	A	○	A	○	A	○	B
7	C2	情報交換ネットワークのカバー範囲	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
8	C3	提供された情報の秘密保持	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
9	C4	第三者の権利・営業上の秘密等の尊重	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
10	C5	情報提供のタイムリーネス	/	B	/	A	/	B	/	B	/	A	/	A	/	B
11	全体評価		A		B		B		B		A		A		B	

2014年4月現在、Phase 1 審査において特段の問題があるため、Phase 2 審査に移行できないとされている国は、パナマ、UAE、ブルネイ、バヌアツ、グアテマラ、トリニダード・トバゴ、ボツワナ、リベリア、レバノン、ドミニカ、マーシャル諸島、ナウル、ニウエの 13 か国。またスイスは、一定の条件を満たせば Phase 2 に移行できるとされている。

自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

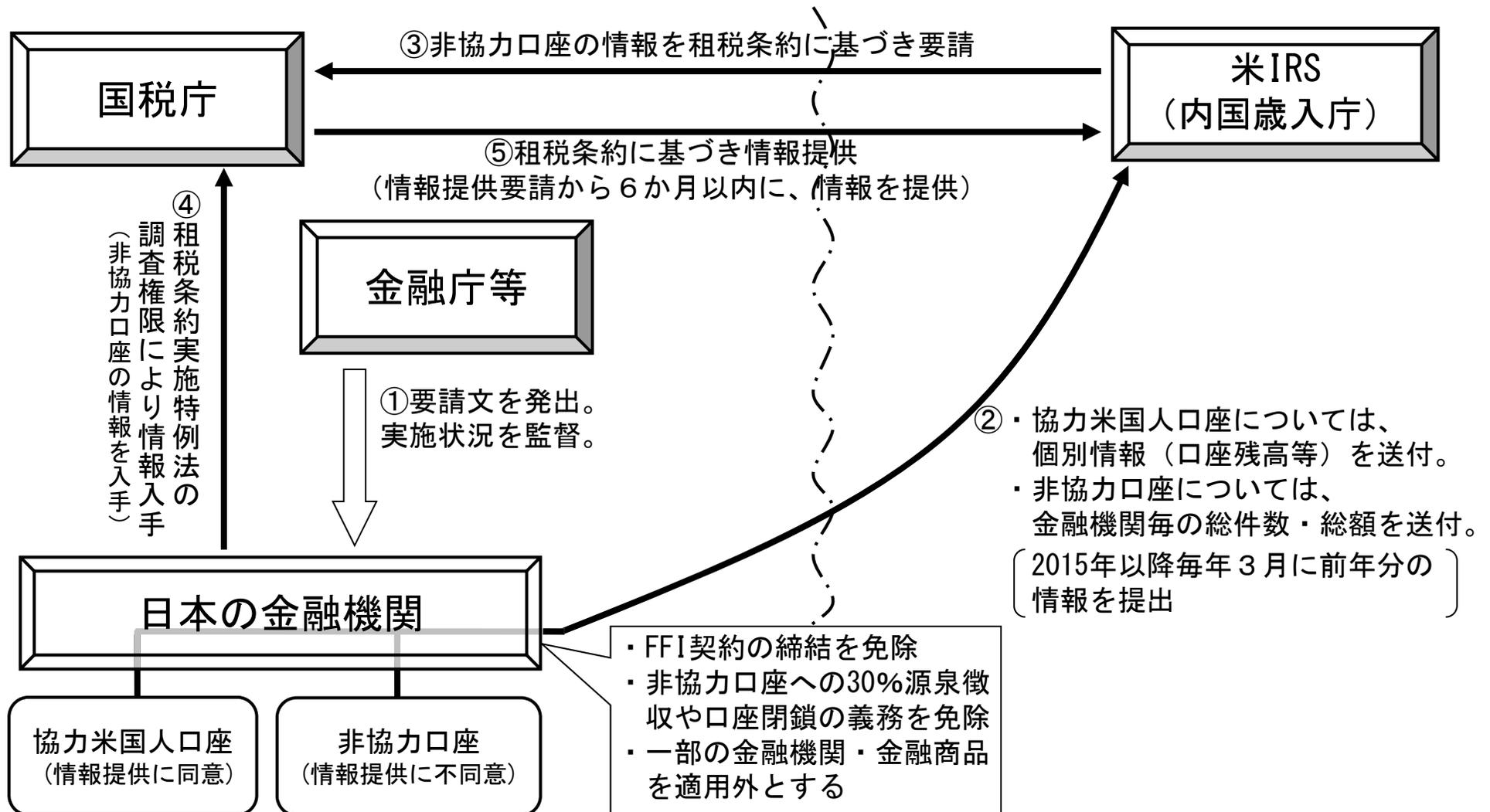
- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。
- 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
- 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミットし、2015年末までにG20諸国間で自動的情報交換が開始されることを期待。また、グローバル・フォーラムに、自動的情報交換の新国際基準の実施を監視し、レビューするメカニズムの設立を要請。
- 2013年11月、グローバル・フォーラムが、国際基準による自動的情報交換に関する相互審査を実施することについて合意。その仕組みの策定作業を行う「自動的情報交換グループ」を設立（我が国も参加）。
- 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）」を承認。同年2月にOECDが公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議がこれを支持。
 - ※ 今後、OECDは、2014年央までに、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目、及び、税務当局間の情報に用いるデータ言語構造や情報の送受信手段等の必要な技術的な側面を決定。

米国の外国口座税務コンプライアンス法

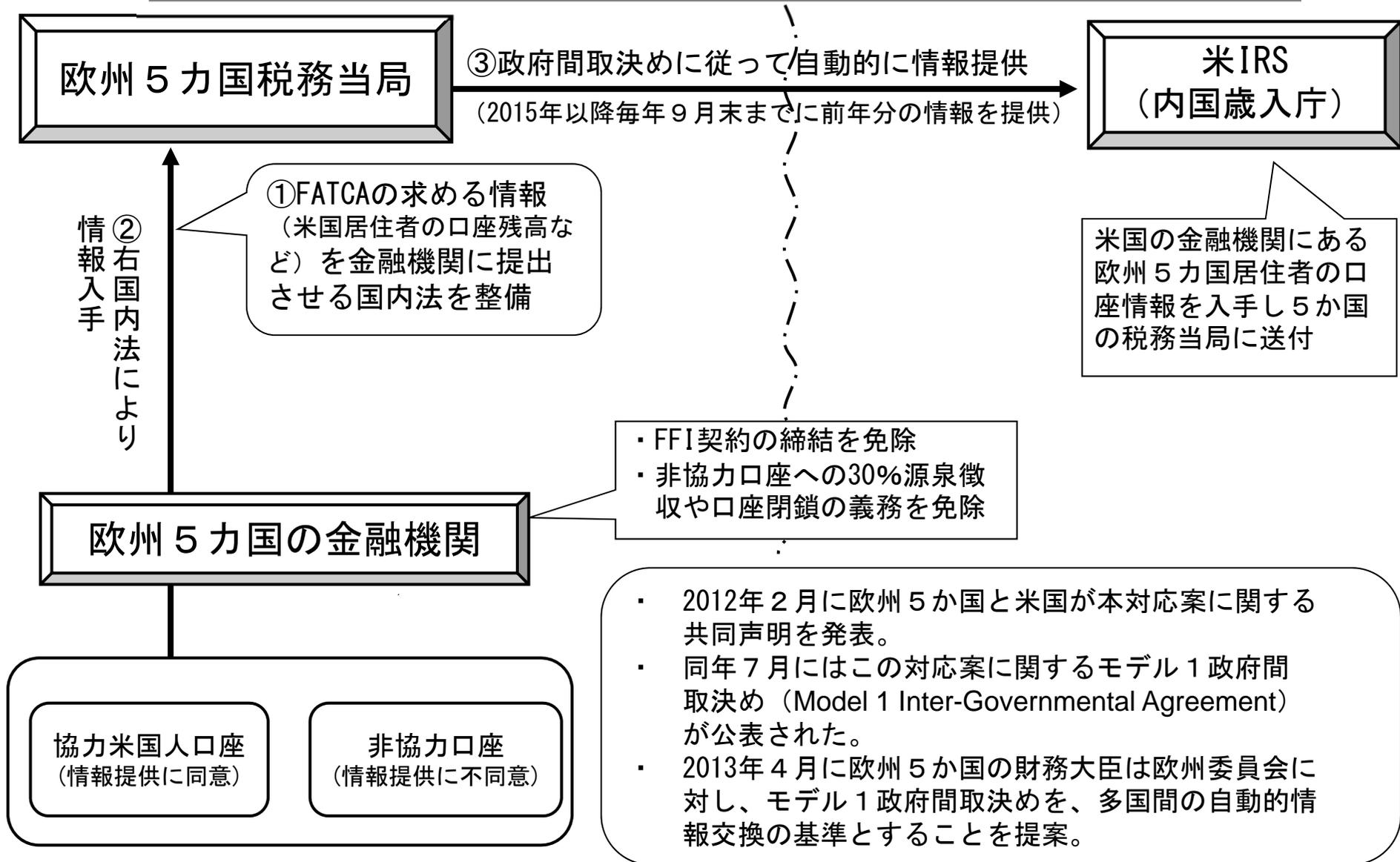


日本の米FATCAへの対応

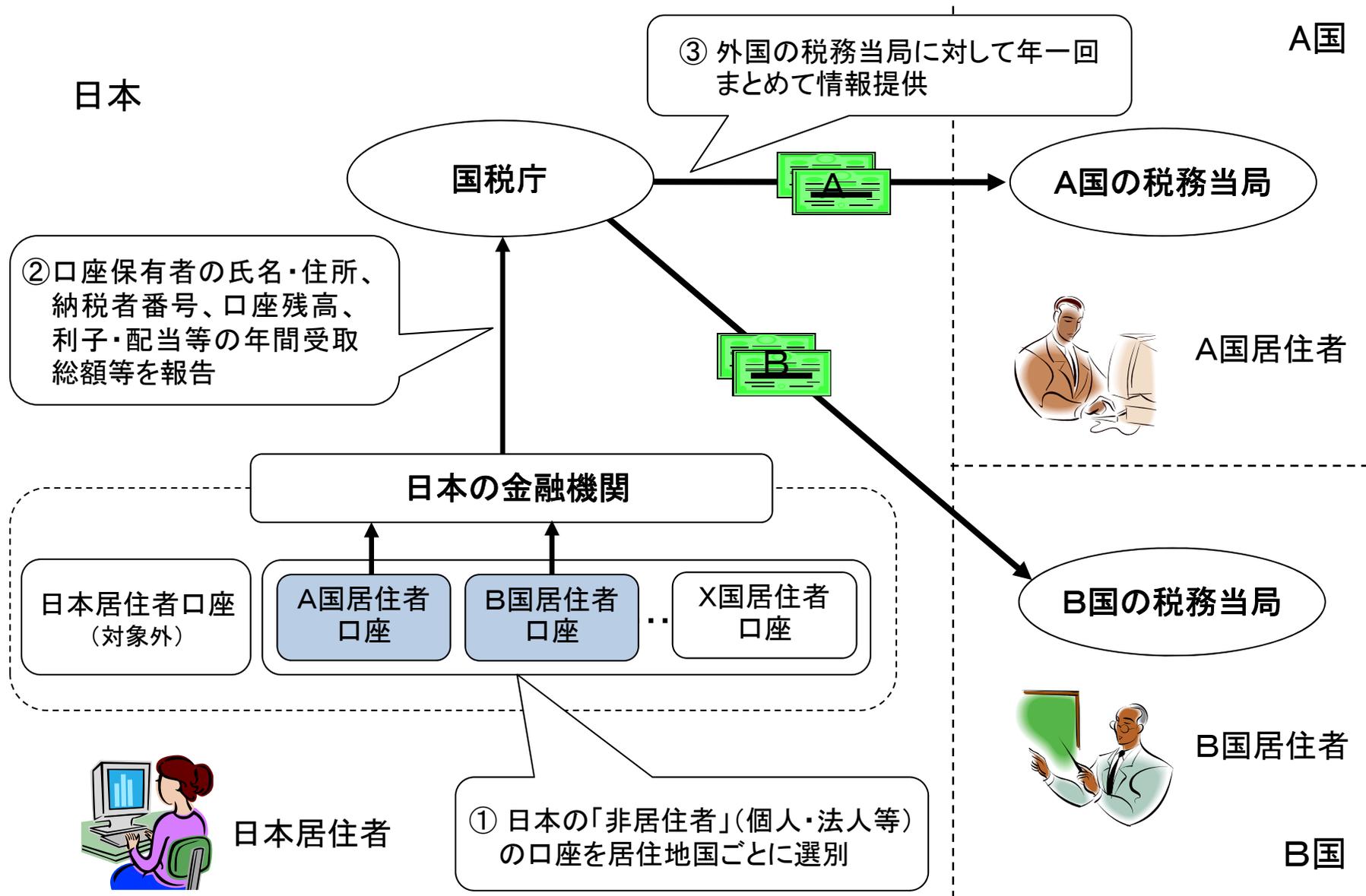
日本当局(財務省、国税庁、金融庁等)と米財務省の間で当局間声明を公表(2013年6月11日)



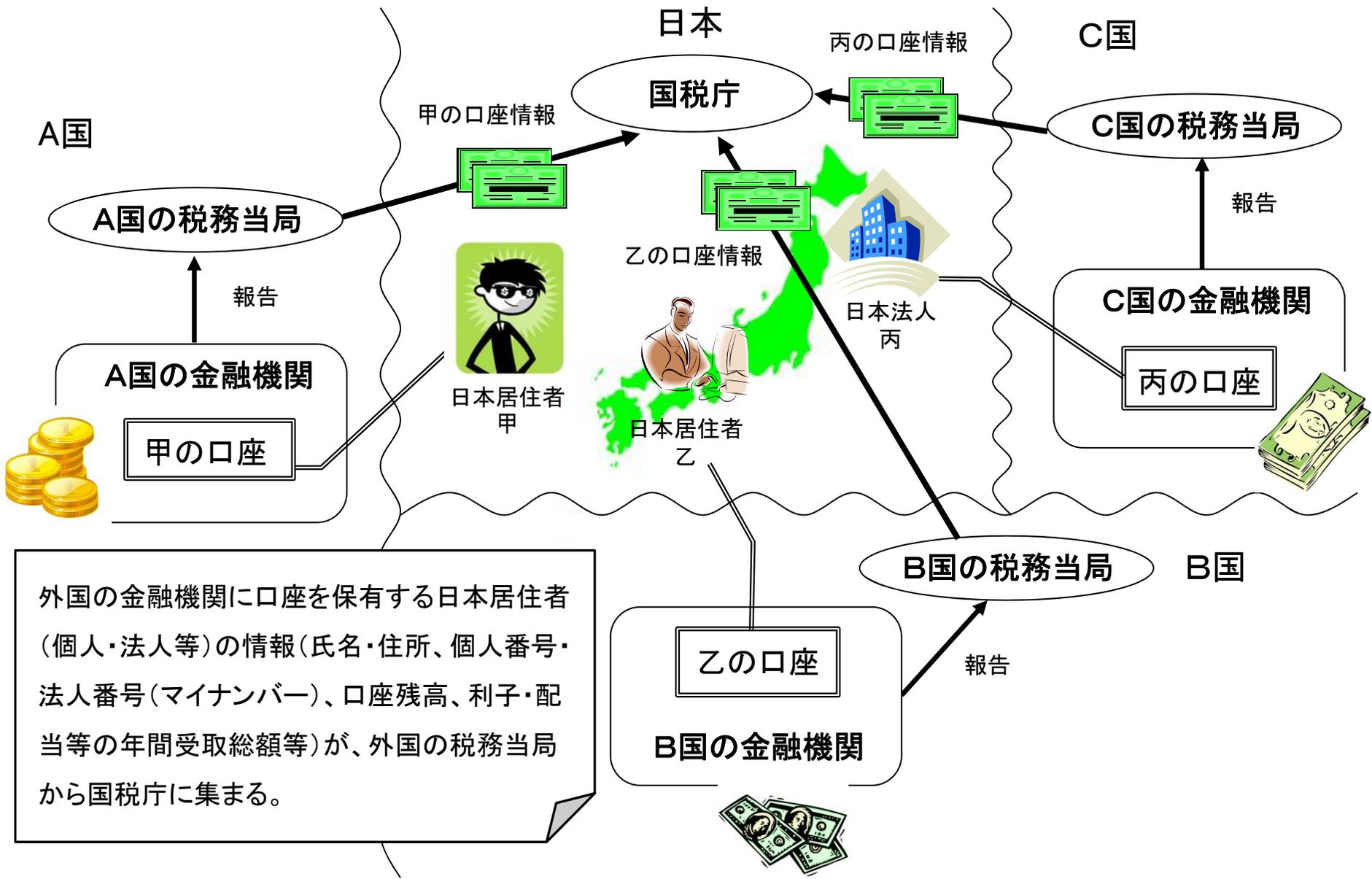
欧州5カ国（英独仏伊西）の米FATCAへの対応



共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)



共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(外国⇒日本)



外国の金融機関に口座を保有する日本居住者(個人・法人等)の情報(氏名・住所、個人番号・法人番号(マイナンバー)、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)が、外国の税務当局から国税庁に集まる。

G20首脳サミット 首脳宣言 (仮訳抜粋)
(2013年9月5-6日 於：サンクトペテルブルグ)

税源浸食・利益移転への対処，租税回避への取組，税の透明性と自動的な情報交換の推進

51. 我々は，税の透明性の分野で達成された最近の進展を称賛し，多国間及び二国間の自動的情報交換のための真にグローバルなモデルに関するOECDの提案を完全に支持する。その他のあらゆる国・地域に，可能な限り早期に我々に加わることを求めつつ，我々は，新しい国際基準としての自動的情報交換にコミットしている。なお，当該基準は守秘義務と交換された情報の適切な使用を確保しなければならない。我々は，2014年2月までに，自動的情報交換のためのそうした新しい単一の国際基準を提示することを目的とした，G20諸国とともに行うOECDの作業を完全に支持し，2014年央までに効果的な自動的交換の技術的様式を完成させることにコミットする。並行して，我々は，2015年末までにG20諸国間で，税に関する自動的情報交換が開始されることを期待する。我々は全ての国に対し，更なる遅滞なく多国間税務行政執行共助条約に参加することを求める。我々は，世界規模で新しい基準が実際に完全に実施されることを期待する。我々は，グローバル・フォーラムに対し，要請に基づく情報交換の効果的な実施に関する包括的な国別評価を完了させるとともに，当該基準の実施の継続的な監視を確保することを奨励する。我々は，全ての国・地域，とりわけ，フェーズ2にまだ移行していない14の国・地域にグローバル・フォーラムの勧告に取り組むよう促す。我々は，グローバル・フォーラムが真の受益者に関してFATFの取組を活用することを勧める。我々はまた，グローバル・フォーラムに対し，自動的情報交換に関する新しい国際基準の実施を監視し，レビューするメカニズムを設立することを求める。

共通報告基準の概要

- 自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することが目的。
- 共通報告基準の内容は、以下のとおり。
 - ① 各国の税務当局は、それぞれ自国の金融機関から非居住者（個人・法人等）の口座情報を報告させ、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて提供し合う。
 - 口座情報を報告する金融機関は、銀行、証券会社、信託、保険会社等。
 - 対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等。
 - ② 金融機関は、共通報告基準に定められた手続（デューデリジェンス手続）に従って口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別する。
 - 新規開設口座については、金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する等して居住地国を特定する。
 - 既存の口座については、金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する。

共通報告基準の導入の意義

- 各国と協調して共通報告基準を導入することにより、以下の効果が期待される。
 - ① 日本の居住者が、外国の金融機関を通じて保有する金融資産の情報が、外国の税務当局から日本に毎年自動的に提供される。これにより、
 - ・ 「利子・配当等の年間受取総額」の情報が端緒となって、当該金融資産から生じた利子・配当等で申告されていないものが把握されうる。
 - ・ 「口座残高」の情報が端緒となって、当該金融資産を形成した所得で申告されていないものが把握されうる。
 - ② 外国の金融機関の口座を利用した脱税・租税回避を抑止し、全ての納税者による申告納税義務の遵守を促し、税負担の公平性を実現する。
 - ③ 国内の金融機関が国際基準を遵守しつつ税務当局間の自動的情報交換が行われることにより、金融市場に対する国際的信頼度の維持に資する。